

結核医療費の公費負担申請の手引き

対象者は…

病院や診療所で通院等により結核の治療を受けていて、他の人に対して感染させるおそれのない方です。

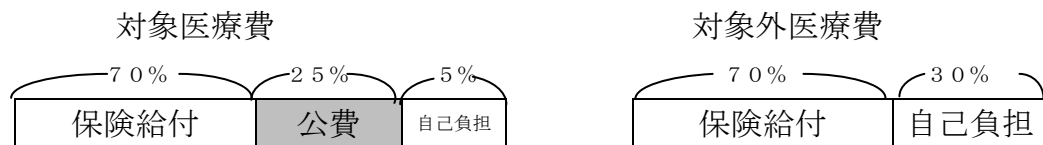
制度のあらまし…

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により認められた対象医療費の95%を各種保険と国と相模原市で負担し、5%を自己負担として患者さんが支払う制度です。

対象医療費とは…

化学療法（薬による治療）・外科的療法・骨関節結核の装具療法・エックス線検査・結核菌検査に要した費用並びに外科的療法（手術）及び骨関節結核の装具療法のため入院する場合の費用（室料・看護料・入院時医学管理料）とその処置費。

（例）国民健康保険加入者の場合での医療費負担の割合



申請の手続きは…

本人又は、家族の方が住所地の保健所に次の書類を提出してください。

- ① 結核医療費公費負担申請書
- ② エックス線写真フィルム（3か月以内に撮影したもの）

提出された書類は保健所で診査し、承認されますと患者票を交付します。
承認されない場合は申請者に通知されます。

有効期間は…

申請に基づき発行する患者票（公費負担の証明書）の有効期間は6か月を限度とされています。6か月以上治療が必要な方は、有効期間が終了する1か月前から継続の申請ができます。

※お問い合わせ先

相模原市保健所 疾病対策課

TEL 042-769-8260（直通）